

第9回アジア欧州議員会議（ASEP）派遣参議院代表団報告書

団	長	参議院議員	直嶋	正行
		同	三木	亨
同	行	国際会議課長	倉田	保雄
		国際会議課	外川	裕之

第9回アジア欧州議員会議（ASEP）は4月21日（木）及び22日（金）の2日間、ウランバートル（モンゴル国）において、「ASEMにおけるASEPの役割」をテーマにアジア15か国、欧州17か国及び欧州議会並びにゲストとしてアジア欧州財団等から約180名が参加して開催された。

ASEPは、アジアと欧州の議会間の対話を通じてアジア・欧州間のパートナーシップを促進するとともに、アジア欧州会合（ASEM）プロセスの発展に寄与することを目的に1996年に第1回会議がストラズブルで開催され、以後、ASEM首脳会合に先立って開催されている。本年はASEM創設20年に当たるが、第11回ASEM首脳会合は本年7月にウランバートルで開催される予定である。

本代表団は会議に先立つ4月14日（木）、在京モンゴル大使を訪問し、日・モンゴル関係、第9回ASEP及び第11回ASEM首脳会合等について意見交換を行った。会議期間中は起草委員会、開会式、本会議、パネル討議、閉会式への出席に加え、ザンダーフー・エンフボルド・モンゴル国家大会議議長、ノルウェー議員団及びイタリア下院副議長と意見交換を行った。また、直嶋団長はモンゴル中央テレビからインタビューを受けた。これに加えて本代表団は、モンゴル抑留中に亡くなった871名の日本人の慰霊碑を訪れて献花を行い、我が国初の経済協力案件であるモンゴル・日本人材開発センターを視察し、関係者から説明を聴取した。

以下、会議における本代表団の活動を中心に報告する。

1. 第9回ASEP宣言の起草（起草委員会等）

（1）第9回ASEP宣言（以下「共同宣言」という。）は会議の最終文書であり、ASEM首脳会合に送付される。共同宣言はあらかじめモンゴル国家大会議が作成した第2次案に各国議会が修正案を提出し、モンゴル国家大会議がこれを踏まえた第2次案を作成し、起草委員会で審議の上本会議に上程されて採択される。

（2）本代表団は第1次案に対し、事前に11の修正案を提出し、その多くが第2次案に反映された。

しかし、北朝鮮の核・弾道ミサイル関連の実験への懸念を表明するパラグラフについては反映されておらず、起草委員会で再修正を求めることとした。すなわち、同パラグラフに対しては、①議会人として果たすべき役割として、北朝鮮に対し関連する国連安保理決議及び2005年の六者会合共同声明を遵守し、全ての核計画及び弾道ミサイル計画を完全に、検証可能で不可逆的な方法により、放棄するよう要請すること、②六者会合の再開が「意義ある」再開でなければならないこと、③「拉致問題の解決を含め、北朝鮮の人権状況の改善を要請する。」を追加する修正案を提出していた。結果、第2次案は北朝鮮を非難する、より厳しい内容になり、①及び②が反映されたものの、「拉致問題」を含んだ③は採用されなかった。「拉致問題」は我が国の重要問題であり、国家主権にも関わるものであることから、起草委員会で再度提起することとしたものである。

(3) これ以外に本代表団が提出し、第2次案に採択・反映された修正案の概要等は次のとおりであり、いずれも共同宣言にも取り入れられた。

(イ) 中東地域の緊張、核不拡散の取組に言及するパラグラフがある一方、国際社会にとっての脅威であったイランの核問題に関する昨年7月の最終合意に言及がなかったことから、①合意に向けた交渉当事者の努力を評価し、国際的な不拡散体制の強化に資するものとして歓迎するとともに、②最終合意履行に向けたIAEAの役割への支持を表明する、というパラグラフの新設を提案し、①は反映された。

(ロ) 海洋安全保障のパラグラフについては、国際法の普遍的な原則に言及する部分で、①「国連海洋法条約」を明示し、海洋安全保障に重要な要素として、②力の行使と力による威嚇の抑制と、③紛争の平和的解決、を追加する修正案を提出し、①及び③が反映された。

(ハ) アジアと欧州の連結性に重点的に取り組むことに言及するパラグラフにおいて、昨年ASEM外相会合議長声明において合意した、全てのASEM関連の協力において連結性を主流化すること、を追加する修正案を提出し、反映された。

(ニ) 防災についてのパラグラフにおいて、昨年の第3回国連防災世界会議で採択された「仙台宣言」及び「仙台防災枠組2015-2030」を歓迎する旨を追加する修正案を提出し、反映された。

(ホ) アジアインフラ投資銀行に言及するパラグラフにおいて、同銀行がアジアの膨大なインフラ需要への一助になると評価する一方、公正なガバナンス、債務の持続可能性、環境・社会への配慮に懸念が残るとの認識に立ち、その設立を、①「歓迎」ではなく「期待」とするとともに、懸念材料に対応するため、②アジア開発銀行、欧州復興開発銀行等の国際開発金融機関との協調に留意すること、とする修正案を提出し、②は反映された。

(ヘ) アジア・欧州間の貿易・経済・投資に関する連携に言及するパラグラフの記述をより具体的なものとするため、①民間セクターの中でも重要な位置を占める「中小企業」と、②アジア欧州ビジネスフォーラムとの連携を明記する修正案を提出し、いずれも反映された。

(4) 起草委員会は4月21日(木)午後4時10分から開かれ、パラグラフごとに審議を行った。

北朝鮮の核・弾道ミサイル関連の実験を非難するパラグラフについて本代表団が「拉致問題の解決を含め、北朝鮮の人権状況の改善を要請する。」の一文を追加することを再度提案したところ、オーストラリア、欧州議会、ノルウェー及びフィリピンが拉致問題が重要かつ深刻な問題であるとして賛成したが、中国及びロシアは北朝鮮の人権問題を深刻な問題と認識しつつも、この問題は国連決議で既に詳細に言及されており、共同宣言に盛り込む必要はないと主張した。これに対して欧州議会が新たな文章を追加するのではなく、北朝鮮への非難の対象として人権・拉致を含めることを提案し、中国及びロシアもこれを受け入れた。

また、海洋安全保障に関するパラグラフについてフィリピンから、南シナ海における埋立てが地域の平和と安定を損なっていることを加える旨の提案がなされベトナムも支持したが、これに反対する中国との間で溝が埋まらず、起草委員長が関係国が新たな文案を起案することを提案した。本代表団もフィリピン、ベトナム、中国、ロシア、インドネシア、オーストラリア、ノルウェー、欧州議会等とともにこれに加わり、緊張を高める一方的行動の自制などを盛り込む成案を得た。

このほか起草委員会では、ASEPの活動を見直すための手段の検討等について議論が行われ、起草委員会案がコンセンサスを得た。

2. 開会式・第1回本会議

開会式及び第1回本会議は、4月22日(金)午前9時から行われた。

冒頭、第9回ASEPの議長を務めるエンフボルド・モンゴル国家大会議議長は、過去、そして今日のグローバル化した世界においてもアジアと欧州の懸

け橋としての役割を果たしているモンゴルへの訪問を歓迎するとともに、ASEMの20年の成果をレビューし、今後10年間の計画を立てることとなる今次会議の重要性を強調しつつ、会議が実りある成果を収めることを期待すると述べ、第9回ASEPの開会を宣言した。

次に、ツァヒヤール・エルベグドルジ・モンゴル大統領は、アジアは世界の58%の人口を占め、アジアと欧州で世界の63%の経済規模を占めており、二大陸の議員が集う会議の重要性に触れつつ、モンゴルのASEMプロセスへのコミットメントについて述べた上で、一連のASEM関係の最初の会議である第9回ASEPにおいて採択される共同宣言が、ASEM加盟国政府にとっても重要な文書になるとの見通しを示した。

次いで、第8回ASEP議長国であったイタリアのピエトロ・グラッソ上院議長が登壇した。同議長は、2014年のASEP宣言における「経済・財政におけるガバナンス構造」と「持続可能な成長と食料安全保障」、同年のASEM首脳会合で言及された開発、環境、教育、社会協力分野といった優先取組分野をリマインドした上で、アジアと欧州の市民社会における連携を効果的に進めるための各国議会が果たす役割、シルクロードを作ったモンゴルで連結性を議題として、共通の将来を切り拓くこととなる会議を開催することの象徴的意味を強調した。

引き続き開かれた第1回本会議では、議事日程を採択し、パネル討議の議長、基調演説者及び第2回本会議における報告者が確認された。

3. パネル討議

同日午前10時30分から2つのパネル討議が並行して開会された。

(1) パネル討議 I 「連結性及び効果的な多国間主義」

本パネル討議には直嶋団長が出席し、熊本地震に対する世界各国からのお見舞いのメッセージと支援の申出に謝意を表した後、「経済連携を通じた連結性の強化」及び「北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題」について次のとおり発言した。

世界の経済成長の原動力の1つである貿易・投資の促進に関連して重要性を増しているのはメガFTAである。我が国はTPP協定のほか、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)など進行中の地域的な取組を基礎として将来的にはWTOを中心とする多角的貿易体制を補完・強化する「アジア太平洋自由貿易圏」(FTAAP)の構築を推進していく。また、日EU・EPAの交渉が妥結すれば関税撤廃、投資ルールの整備等を通して貿易・投資を活発化し、雇用創出や企業の競争力強化を伴う、日EUの経済成長に貢献する。

経済連携の実現による投資ルールなどの「制度」、地域を結ぶ「物理的」なイ

インフラ構築の促進とこれに対応する「人・物・サービス」の流れの増進による連結性の「輪」の構築は、相互理解の深化と地域の国民が共に繁栄するための環境醸成の向上という観点からも重要であると確信している。昨年のASEM外相会合で合意した連結性の主流化を現実のものとするため、各国議会がASEPにおける議論を活用し、自国政府への働きかけ、関連法の整備を進めることが必要である。

北朝鮮は国連安全保障理事会の非難決議にもかかわらず核実験や弾道ミサイルの発射を繰り返しているが、我が国は、北朝鮮が国際社会による強い警告と非難を真摯に受け止め、一連の安保理決議の義務を遵守し、更なる挑発行動を決して行わず、非核化に向けた行動をとるよう引き続き強く求めていく。また、北朝鮮は我が国にとって重要問題である拉致問題にも誠実に対応せず、多数の拉致被害者が帰国できていない。第31回人権理事会における日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議の採択を高く評価し、拉致問題の早期解決を含む北朝鮮の人権状況の改善につながることを強く期待する。核、ミサイル、拉致問題等の状況改善のため国際社会が緊密に連携して北朝鮮に働きかけを行うことが極めて重要であり、各国議会の更なる支援を要請する。

(2) パネル討議Ⅱ「将来のためのパートナーシップ」

本討議には三木議員が出席し、熊本地震に対する世界各国からのお見舞いのメッセージと支援の申出に謝意を表明し、現下の政府の取組に触れた上で、将来的な社会・経済の発展の土台となる防災協力につき次のとおり発言した。

全世界で自然災害により毎年2億人以上が被災し、その経済的損失は年間平均1,000億ドルを超えていると言われている。自然災害後の迅速な救援対応・復旧措置とともに、災害の予防と減災に焦点を当て、あらゆる局面において自然災害に備える「強靱な社会」の構築のため、防災を主流化することが必要である。東日本大震災の教訓を踏まえて制定した「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」では、事前防災、減災、迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する国等の責務を明確にした。また、昨年3月の第3回国連防災世界会議では、新しい国際的防災指針である「仙台防災枠組 2015-2030」と、防災に対する各国の政治的コミットを示した「仙台宣言」が採択されたが、我が国は「仙台防災協力イニシアチブ」を発表し、防災先進国としての知見と技術を世界に共有しながら、各国との協力関係を強化し、災害に負けない強靱な社会の構築に貢献する所存である。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にも防災に関する要素が盛り込まれており、防災の主流化に向けて知見や経験を共有し、政府に適切な提言を行い、関連法を整備することが議会人の役割であることを強調する。なお、昨年12月、国連総会において、我が国が主導し提案した11月5日の「世界津波の日」が採択されたことを感謝する。

4. 第2回本会議・閉会式

第2回本会議及び閉会式は、同日午後2時30分から行われた。

まず、パネル討議Ⅰ及びⅡの概要報告が行われ、引き続き起草委員会の審議経過について起草委員長が報告したところ、中国が、北朝鮮を非難するパラグラフのうち「拉致を含む人権侵害」の部分に留保したい旨述べたのに対し、起草委員長は起草委員会においてコンセンサスを得て案文を提示しており、中国の主張は会議のサマリー・レコードにテークノートする旨述べた。さらにロシアが中国の立場を支持する旨発言し、議長はロシアの発言もサマリー・レポートに反映させる旨述べた。また、スイスが具体的な紛争は別の組織に任せるべき、パキスタンがコンセンサスが得られない場合は削除を検討すべきとそれぞれ発言したが、議長は昨日合意した案をそのまま採択することを提案し、共同宣言は拍手をもって採択された。

最後に議長が、20周年を迎えた今次会議において今後のパートナーシップの方向性が明確になったと述べるとともに、両大陸の国々は世界のGDPと人口の約60%を占め、討議で言及された問題、ASEMの枠組みで行われている取組は世界に非常に大きなインパクトを与える。共同宣言の内容はASEM首脳会合の議長声明に反映されるが、今回提起された問題は首脳会合に自ら報告する。その意味で本会議の持つ意味は極めて大きいと述べて会議の閉会を宣言した。

5. 終わりに

第9回ASEPはASEM創設20年の節目の年に開催された。当初アジアと欧州の25か国及び欧州委員会でスタートしたこの枠組みの参加国は今や51か国に倍増している。これに伴い議論が抽象的かつ総花的なものになることはやむを得ない面もあるが、本代表団はパネル討議において具体的な議論を行い、共同宣言がより実質的なものになるよう修正案を提出し、会議に貢献することができたと考えている。

また、会議を振り返り特に強調したいのは共同宣言に「拉致を含む人権侵害」を盛り込むことができたことである。共同宣言はASEM首脳会合に送付される文書であり、ASEMプロセスに参加の各国の議会人及び政府首脳に拉致問題についての認識が広まることにより、この問題の解決への一助になることを希望するものである。

最後になるが、今次会議を主催したモンゴル国家大会議の御尽力と在モンゴル日本国大使館の御協力に心からの謝意を表したい。

第9回ASEP宣言

1. 第9回アジア欧州議員会議（ASEP9）は、4月21日及び22日にモンゴル国のウランバートルにて、「ASEMにおけるアジア欧州議員会議の役割」のテーマの下、ザンダーフー・エンフボルド・モンゴル国国家大会議議長の主宰により開催された。
2. 会議には、アジア欧州会合（ASEM）パートナーである、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カンボジア、中国、クロアチア、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ハンガリー、インド、インドネシア、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、ラオス、モンゴル、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ロシア、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、英国、ベトナム及び欧州議会の議員が出席した。また、アジア欧州財団（ASEF）が主催国議会の来賓として会議に出席した。
3. 会議では、前回のアジア欧州議員会議の主催国であるイタリアのピエトロ・グラッソ上院議長が挨拶を行った。
4. 会議中には、「連結性及び効果的な多国間主義」及び「将来のためのパートナーシップ」をテーマとしたパネル討議が開催された。
5. ASEPに参集した議会人は、ASEMの20周年の機会に際し、温かく祝福を表明し、その中で、ASEMの活動の3本の柱による、ASEMプロセスの功績に注目した。また、共通の関心及び懸念である地域及び世界の幅広い問題についてアジアと欧州のパートナー間での政治的対話を促し、経済及び貿易のつながりを強化し、拡大する社会的、文化的、教育的及びその他分野における協力を通じてこの2つの大陸の人々を近づけ、ASEMプロセスの中で人と人とのつながりを築く上で、この地域間プロセスが有する重要性を強調した。

将来のためのパートナーシップ

6. ASEPに参集した議会人は、平等、相互尊重並びに、人権及び基本的自由の推進及び保護といった世界的に認識された価値に基づき、2つの地域の間のパートナーシップを更に強化することで、力強く継続的にASEMの支援に努めるというコミットメントを再確認した。また、ASEMプロ

セスの議会的側面を強化し、ASEMとASEPの間の連携を一層強固なものとし、アジア及び欧州諸国の共通の目標及び利益の具現化における議会の役割をより一層増加させるため、適切な措置を講ずることを誓った。

7. ASEPに参集した議会人は、ASEMプロセス及びその不可欠なものであると証明され、20周年を迎えたASEPが、アジア及び欧州諸国の人々、ビジネス界、議会及び政府の間の包括的なパートナーシップと多面的な協力に新たな勢いを与え、具現化させる機会となることへの自信を表明した。
8. ASEPに参集した議会人は、セクターを越えた問題に関するASEMパートナー、ASEP及びASEMプロセスのその他の利害関係者との間のさらなる調整の必要性を認識し、ASEM高級実務者に対し、ネットワーク/オンライン設備を含むASEMセンターを設立するというモンゴルの提案を考慮するよう要請した。
9. ASEPに参集した議会人は、議論及び情報のための適切な議会的手段を含む、ASEMパートナーの一般市民に対するアウトリーチ活動の拡大を通じて、ASEMの認知度関連性を高めていくことの重要性を強調した。この文脈において、ASEMの3本の柱に基づく、アジア及び欧州の市民社会及び人々との間の架け橋としてのASEFの独自の役割を称賛した。また、認知度の向上に関する目標に資するため、パートナー国において、国民の意識向上の機会として、「ASEMの日（3月1日）」を毎年の記念日とすることへの支持を表明した。
10. ASEPに参集した議会人は、首脳会合間に行われる様々なASEM閣僚会合及びその他の活動のフォローアップを目的とし、ASEPの活動の適切な継続性を保証するため、ASEP規則を見直す可能性について検討する意向を表明した。
11. ASEPに参集した議会人は、2016年から2018年のASEMプロセスの中で取り込まれる、2つの地域間における多角的協力を更に促進する活動を歓迎した。
12. ASEPに参集した議会人は、世界の平和及び安定に対し深刻な脅威をもたらす、あらゆる形態のテロリズム、及びテロリズムの表明を強く非難した。世界の様々な地域におけるテロ活動の増加に大きな懸念を表明し、こ

れに関連して、適切な法律の制定、その履行監督及び必要な財源の配分を通じたテロリズムとの闘いにおける議会人の重要な役割を強調した。国際社会に対し、国連安全保障理事会決議 2170 号、2178 号、2199 号及び 2253 号の全ての規定の厳格な実施を要求した。議会人は、テロリズム及び急進化につながる状況に対処すること並びに、テロリズムの資金調達防止、摘発、捜査及び告訴の必要性を強調した。また、国連憲章及び国際法の原則に基づく、テロリズムとの闘いにおける広範な国際協力の必要性を強調した。テロリズム及びその資金調達は、あらゆる宗教、人種、国籍並びに文明及び民族グループと結びつけてはならない。

13. A S E P に参集した議会人は、地域における緊張の原因となる喫緊の課題に対処する国際社会の継続的な取組を歓迎し、国家主権、領土保全及び内政不干渉の原則を十分尊重した上で、対話及び交渉により、暴力及び対立を止め、紛争を平和的に解決するための方法を模索し、国家、人種、宗教又は民族における不和又は不寛容の誘発を含む、状況を更に悪化させるあらゆる行動を控える必要性を強調した。
14. A S E P に参集した議会人は、関連する国連安保理決議の重大な侵害並びに北東アジア内外の平和及び安定を脅かす、朝鮮民主主義人民共和国（D P R K）による 2016 年 1 月 6 日の核実験及び弾道ミサイル技術を用いた 2016 年 2 月 7 日の発射並びに拉致を含む人権侵害を最も厳しい言葉で非難した。議会人は、D P R K に対し、関連国連安保理決議を尊重し、全ての核計画及び弾道ミサイル計画を、完全に、検証可能で不可逆的な方法により、放棄するよう要請した。また議会人は、近年の D P R K による挑発的行為によって生じた緊張の緩和、意義ある六者会合の再開及び朝鮮半島の非核化の緊急の必要性を強調した。
15. 議会人は、韓国の「北東アジア平和協力構想（N A P C I）」や、六者会合の枠組みの中で提示されたロシア及び中国の北東アジアにおける平和、安全及び協力に関するイニシアチブ、モンゴルの「北東アジア安全保障に関するウランバートル対話（U B D）」といった、地域の国々及びその他の利害関係国間の深い理解、信頼醸成及び協力の促進を目的としたイニシアチブの重要性を強調した。
16. A S E P に参集した議会人は、国際平和及び安全保障の維持における国連の主導的役割、大量破壊兵器の削減及び不拡散の促進及び包括的核実験禁止の保証において核兵器の不拡散に関する条約、化学兵器禁止条約及び生

物兵器禁止条約が果たす中心的役割を強調した。国際法の規範及び原則に沿って、グローバルな現在の新たな課題に効果的に対処するため、多国間主義の強化及び国際協力の必要性を繰り返した。

17. A S E P に参集した議会人は、イランの核問題に関する最終合意（包括的共同作業計画）にいたる全ての交渉当事者（E U 3 + 3）の努力を高く評価し、同合意が中東地域の安定につながるとともに、国際的な不拡散体制の強化に資するものとして歓迎した。
18. A S E P に参集した議会人は、国連憲章及び国連海洋法条約を含む国際法の普遍的な原則を完全に遵守する形で、平和及び海洋安全保障、海洋航行及び上空飛行の安定、安全、協力及び自由を維持すること、緊張を高める一方的行動を自制すること、並びに海洋上の紛争を平和的に解決することに対するコミットメントを再確認した。
19. A S E P に参集した議会人は、前例のない難民と移民の流れに留意し、それに続き欧州の国境及び通過国において広がった人道的危機に対し、懸念を表明した。議会人は、問題の政治、安全保障及び社会経済の側面を取り込む統合的アプローチを通じて人及び移民の強制退去の根本的原因に対処すること、保護と人道上の支援を確保すること、並びに、問題に対する持続可能で長期的な解決策を見つけることの緊急性を強調した。議会人は、移動するすべての人々、特に女性や同伴者のいない子供などの最も脆弱な人々の基本的人権を促進する観点から、通過国及び目的国における更なる調和、寛容及び相互信頼につながる状況を作ることの重要性を強調した。
20. A S E P に参集した議会人は、アジア及び欧州の国々での公正で、公平で、民主的で包括的な社会を強化する重要な要素としての人権及び基本的自由の尊重を奨励し、対話、協力、パートナーシップ並びに法の支配の完全な実施及び汚職との闘いを通じて共通点を探すことの必要性を強調した。
21. A S E P に参集した議会人は、ミャンマーの人々に対し民主的改革のための道のりへ歩む可能性を広げる、昨年ミャンマーにおける議会選挙の結果を歓迎した。

連結性及び効果的な多国間主義

22. A S E P に参集した議会人は、全ての A S E M の枠組みにおける協力にお

いて、連結性を主流化することの重要性を認識し、とりわけ、地域を越えた輸送ルート、通路及びネットワークの開発並びに改良を通じた、アジア及び欧州の国々の人々、議会及び政府との間のより大きな連結性、並びに交流プログラムを促進することは、両地域間のさらなる理解及び親密な関係につながる財、サービス、資本及び人の自由な移動の増加に貢献することに同意した。

23. A S E P に参集した議会人は、アジアと欧州の国々において、経済成長を阻害し、貧困、失業、社会的不平等及び開発ギャップを悪化させ続けている金融面での不確実性並びに世界経済の不安定かつ不確実な状態が、各国の健全な政策及び適切な戦略並びに、貿易、経済成長及び持続可能な開発のための望ましく公平な機会を増大させるための国際協力の強化の重要性を強調していることに留意した。
24. A S E P に参集した議会人は、グローバル化の課題に起因する、アジアと欧州の地域間及び地域内で不均衡及び格差が進行していることに対する懸念に留意した。議会人は、さらに、社会経済及び政治問題、並びに2つの地域間の知識及び技術の移転を含む広範な問題を扱う、包摂的成長及び持続可能な開発を確実なものとするための効果的な政策を策定する必要性を強調した。
25. A S E P に参集した議会人は、包摂性、ジェンダー平等及び持続可能性の諸原則に基づく世界中の全ての人々のための繁栄した将来を構築するために、2015年の国連総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの重要性を強調した。議会人は、ASEMパートナーに対し、持続可能な開発のための2030アジェンダの効果的な実施を支援し確実なものとする目的で、各国、地域及び国際レベルにおいて適切な措置をとり、国際協力を促進するよう要請した。議会人は、ダイナミックで、持続可能で、革新的かつ人間中心の経済を構築し、若者の雇用及び女性の経済的エンパワーメントを含む全ての人々のためのディーセント・ワークを促進する重要性を強調した。
26. A S E P に参集した議会人は、持続可能な開発のための2030アジェンダで設定されている諸目標に従い、あらゆるレベルでの立法機関を含む透明で、効果的かつ説明責任のある組織に基づいて、平和で、公正で包摂的な社会を構築する必要性を改めて表明した。したがって、ASEPに参集した議会人は、2030アジェンダを実施する上で、関連する法律の採択、予算資源

の配分及び政府の説明責任の確保を目的とした各国議会の極めて重要な役割を強調した。A S E Pに参集した議会人は、議会の手続、機能及び行政機構に関する能力開発の形をとったベストプラクティスの交換により十分に裏付けられた、A S E P加盟国間の対話と協力の重要性を認識した。

27. A S E Pに参集した議会人は、多層的なパートナーシップが、気候変動による課題並びにそれがもたらす極端な気候の変化、人々の生活、幸福及び周囲の生態系への影響に取り組む上で極めて重要であると確信した。
28. A S E Pに参集した議会人は、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）が成功裏に終了したこと及びパリ協定の妥結を歓迎した。法的拘束力のある同協定の下、締約国は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するべく、温室効果ガス排出量を削減するため、自国が決定する貢献に取り組むことに合意した。議会人は、また、パリ協定が、気候変動に対する緩和及び適応、資金調達、技術移転、能力開発並びに活動の透明性に関連する問題に取り組むための基礎となることに合意した。
29. 議会人は、パリ協定及び持続可能な開発のための 2030 アジェンダの補完性を認識し、世界中の全ての人々に持続的な成長と繁栄をもたらすことを目的とする、これら 2 つの画期的な文書に記された目標を実施する上で、アジアと欧州の国々の取組を統合することが極めて重要であると考えた。議会人は、A S E Mパートナーが開発協力を拡充する一層の必要性を強調した。
30. A S E Pに参集した議会人は、各国のエネルギーミックスに基づく、環境に優しい代替エネルギー資源の更なる活用の重要性を強調した。議会人は、毎年開催される A S E M原子力安全セミナーを通じたものも含む原子力の安全性の分野における世界的及び地域的な協力の強化、並びに世界中で原子力施設の安全な稼働を確実なものとするために、I A E Aの基準に沿った国際的な安全要件に対する強力なコミットメントを保持することへの支援を再確認した。
31. A S E Pに参集した議会人は、2015 年の第 3 回国連防災世界会議における、仙台宣言及び仙台防災枠組 2015-2030 の採択を歓迎するとともに、災害リスク軽減・管理に関する A S E Mパートナー間の協力の更なる発展を奨励した。議会人は、啓発プログラム、早期警戒システム、捜索・救助・救援

活動、能力開発及びイノベーション・技術の促進を通じたものも含む、災害の予防、災害の緩和、備え、救援、復旧・復興のための広範で人間中心のアプローチに関する知識共有及び協力促進を通じた強靱性の強化の重要性を強調した。

32. A S E Pに参集した議会人は、2つの地域を結びつけるために、現在進行中の地域的及び準地域的な協力並びにA S E Mパートナーによる各国のイニシアチブを感謝しつつ留意した。議会人は、アジア・太平洋その他における平和、安全、安定及び繁栄のための対話、信頼醸成及び協力の促進におけるA S E A Nの役割に感謝の意を表明し、一層の地域的統合に向けた重要なステップとしての、2015年12月31日のA S E A N共同体の正式な設立を歓迎した。

議会人は、さらに、一層の地域的統合及び連結性の上昇に向けた重要なステップとしての2015年のアジアインフラ投資銀行の設立を歓迎し、アジア開発銀行（A D B）、欧州復興開発銀行（E B R D）、及びその他の国際開発金融機関との協調の必要性に留意した。

33. A S E Pに参集した議会人は、地域間の貿易及び投資フローを拡大し、2つの地域間における競争的、効率的かつシームレスな物の移動を達成するために、制限及び非関税障壁を含む貿易歪曲的で保護主義的な措置に対抗するという彼らのコミットメントを再確認した。

34. 議会人は、A S E M貿易促進行動計画及びA S E M投資促進行動計画の強化を通じた2つの地域間のより強固な貿易及び投資関係は、アジアと欧州の経済統合及び連結性を深化させることに貢献するという議会人の見方を改めて表明した。

35. A S E Pに参集した議会人は、持続可能な経済成長のための、国際的で、ルールに基づいており、開かれた、非差別的で、包摂的かつ衡平な多角的貿易体制の重要性を強調し、この文脈で、世界の貿易体制を管理し、法の支配を強化し、貿易政策を監視し、貿易紛争を解決する上でのW T Oの重要な役割に留意した。議会人は、開発途上国のための特別セーフガード・メカニズム、食料安全保障を目的としたパブリック・ストックホールディング、輸出競争、綿花、後発開発途上国のための優先的原産地規則及び後発開発途上国のための優遇措置の実施に関する重要な進展があった、2015年にナイロビで開催された第10回W T O閣僚会議の前向きな成果を歓迎

した。議会人は、課題として残っているドーハ・ラウンド交渉の妥結及び貿易円滑化協定の早期の効力発生に向けた取組を継続する必要性を再確認した。

36. A S E Pに参集した議会人は、アジア・欧州間の経済・貿易・投資に関する連携を強化し、共同プロジェクトを実施していく上で、中小企業（S M E s）を含めた民間セクターの一層の関与、官民パートナーシップの強化及び新規事業イニシアチブの促進の必要性を再確認し、アジア欧州ビジネスフォーラム（A E B F）との連携を強化することに同意した。
37. 同様に、A S E Pに参集した議会人は、アジアと欧州のデジタル面での連結性の促進における、新たな情報通信技術の重要性を強調した。A S E Pに参集した議会人はA S E M加盟国に、能力強化、サイバー・セキュリティの確保に関する専門知識の交換及び情報通信技術の利用の促進における協力を発展させるよう奨励した。
38. A S E Pに参集した議会人は、共通の知識を築き、アジアと欧州のつながりを増大させ、A S E Mの活動に関して、人と人とのつながりを育むことを目的とし、文化、教育、科学、技術、学術及び若者の交流を強化し、互恵的な技術交換を促進する重要性を強調した。
39. A S E Pに参集した議会人は、関連する地域全てにおける知的財産権の問題に関して継続中の協力を増強する必要性と同様に、特にイノベーション、成長及び雇用の促進に向けた知的財産及びその保護の研究とイノベーションのコラボレーションのための構成要件に取り組む重要性を強調した。
40. A S E Pに参集した議会人は、A S E M内の文化的多様性は、大きな資産となる価値であると認識し、情報公開及び教育プログラムを通じて文化的多様性の恩恵についての認識及び理解を向上させる必要性を強調した。
41. A S E Pに参集した議会人は、文化、経済、教育、ガバナンス、公衆衛生及び持続可能な開発の分野におけるプログラム及びプロジェクトの実施と政府主導のA S E Mプロセスを補完することを通じて、アジアと欧州の人々をより緊密にする、A S E Fの活動を称賛しつつ、A S E Fに対して、アジアと欧州の人々の利益のために、A S E Mの優先事項に沿って様々な活動をまとめることを通じて、A S E Mプロセスを前進させることにおいて、具体的な役割を果たし続けるよう奨励した。

42. A S E Pに参集した議会人は、アジアと欧州の人々とのよりよい接続性、認識及び理解を促進し、A S E Mプロセスを活性化し、A S E Mの認識度関連性を強化することに関して、女性及び若者の組織と同様に、市民社会、ビジネス、専門的及び学術的機関の極めて重要な役割を強調した。

終章

43. 様々な利害関係者を公式なA S E Mプロセスの本流に組み込むことの重要性を認識し、A S E Pに参集した議会人はA S E P議長に対し、A S E P 9の成果を2016年7月にウランバートルで開催される第11回A S E M首脳会合において、A S E M首脳に報告することを課した。
44. A S E Pに参集した議会人は、モンゴル国国家大会議の温かいもてなしに感謝し、A S E P 9の優れた企画に心からの謝意を表明するとともに、2018年に欧州で会議を開催する可能性を歓迎した。